

## 岡山市グリーン購入基本方針

近年の環境問題の多くは、その原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、従来のライフスタイルを変更し、環境への負荷の少ない持続可能な社会に変えていくことが必要である。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境物品等の購入を積極的に推進することにより、市自ら生じる環境負荷を低減させ、グリーン購入を推進することによって、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指す。

### 1. 基本的な考え方

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、購入にあたっては環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先的に選択するため、次の原則により取り扱うこととする。

#### (1) 必要性考慮の原則

購入する前に必要性を十分に考え、購入する場合は必要最小限の数量とする。

#### (2) ライフサイクル考慮の原則

- ・物品等の調達にあたっては、資源採取から廃棄までの製品ライフサイクル全体における多様な環境負荷について考慮する。
- ・物品等は適正使用・長期使用するとともに、廃棄にあたっては分別廃棄等に留意する。
- ・物品等の購入に際しては、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービス等を優先的に選択することとし、次の要件に基づき判断する。
  - ①環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること
  - ②資源やエネルギーの消費が少ないこと
  - ③再生可能な天然資源は持続可能に利用していること
  - ④長期間の使用ができること
  - ⑤再使用が可能であること
  - ⑥リサイクルが可能であること
  - ⑦再生材料や再使用部品を用いていること
  - ⑧廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと
- ・公共工事に係る資材については、長期にわたる安全性や機能の確保に留意する。

#### (3) 事業者環境配慮の原則

事業者の選定にあたっては、ISO14001、エコアクション 21 及び岡山市グリーンカンパニー活動実践事業所等の環境マネジメントシステムの導入により適切な環境管理を行っている者や、環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。

## 2. 対象物品等及び対象組織

市が調達する物品、公共工事（市が行う建築及び土木等すべての工事）を対象とし、市のすべての組織において取り組む。

## 3. 特定調達品目及びその判断基準等

グリーン購入法に基づき、市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等を特定調達品目とし、該当する物品等について優先的に選択するための判断基準及び、さらに配慮することが望ましい事項（以下「配慮事項」という。）は別記のとおりとする。

なお、特定調達品目及びその判断基準等は、特定調達品目等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

## 4. 調達目標の設定

調達目標は、特定調達品目を対象に原則として毎年度定める。

## 5. 物品調達の原則

(1) 特定調達品目を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達する。なお、やむを得ず基準を満たさない物品等を調達する場合は、基準を参考として第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のもので環境負荷ができるだけ小さい物品等を調達するように努める。

(2) 特定調達品目以外の物品等の調達についても、できる限り環境物品等を調達するように努める。この場合、「1. 基本的な考え方」を考慮のうえ、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のもので環境負荷ができるだけ小さい物品等を調達するように努める。

## 6. 実績把握及び公表等

特定調達品目の実績を毎年度集計し、グリーン購入の取り組み状況について結果を公表する。公表の方法については「岡山市環境保全行動計画（第Ⅲ期）」に準ずる。

## 7. 推進体制

グリーン購入については、「岡山市環境保全行動計画（第Ⅲ期）」に規定する体制により推進する。